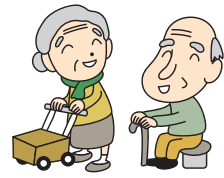


運転免許証の自主返納について



「運転に不安を感じる」「もう運転はしない」という人は、運転免許証を自主的に返納できます。

返納手続きは無料です。桐生交通安全協会又は桐生警察署大間々分庁舎で、本人が有効期間内の運転免許証を持参し手続きを行ってください。

なお、返納後に運転経歴証明書の発行を希望する場合は、交付手数料1,000円が必要ですが、桐生市に住所がある65歳以上の人は、交付手数料を市と桐生交通安全協会が負担するため無料となります。

また、希望者には1年分のおりひめバス定期券などが交付されます。

運転経歴証明書とは、運転免許証を自主返納した日からさかのぼって、過去5年間の自動車などの運転に関する経歴を証明する運転免許証と同一サイズのカード型の証明書です。有効期間の記載はなく、更新の必要もありません。

平成24年4月1日以降に交付された証明書は、交付後6か月を超えても本人確認書類として用いることができます。

問い合わせは、安全安心課安全推進係（☎内線465）へ。

改正道路交通法が施行されます

高齢運転者の交通安全対策推進のため、3月12日（日）から改正道路交通法が施行されます。

主な改正点は次のとおりです。

問い合わせは、群馬県警察本部運転管理課（☎027・253・9300）へ。

機能が低下したときに起こしやすい違反行為（信号無視・通行区分違反など）をした場合は、臨時認知機能検査を受けることとなります。

その結果「認知機能低下のおそれあり」と判定されると、臨時高齢者講習を受けることとなります。

また、臨時認知機能検査及び運転免許証更新時における認知機能検査で「認知症のおそれあり」と判定されると、臨時適性検査（医師の診断）又は診断書提出命令を受け、その結果「認知症」と診断さ

れると運転免許の取消しなどの対象になります。

高齢者講習の変更

運転免許証更新時の高齢者講習は、認知機能検査の結果によって内容などが変わります。

検査の結果「認知機能低下のおそれあり」又は「認知症のおそれあり」と判定された人は、個別指導を含む3時間の講習、「認知機能低下のおそれなし」と判定された人と75歳未満の人は2時間の講習になります。

高齢運転者の交通事故防止

認知症の人や家族の交流の場「認知症カフェ」を御利用ください



認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の人や家族、専門職など誰もが気軽に集い交流できる場を提供する「認知症カフェ」が市内8会場で行われています。

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線588）へ。

「認知症カフェ」とは

認知症カフェは、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の人や家族、専門職の人など誰もが気軽に集い交流できる場所です。

◎認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが参加でき、自由に会話を楽しくしたり情報交換をすることができま

◎認知症の人の仲間づくりや生きがい発見につなげ、症状悪化の予防を図ります。

◎カフェでの交流を通して多くの人に認知症の理解を深めてもらい、認知症の人が暮らしやすい地域づくりに協力します。

桐生市認知症カフェ登録事業

市では、認知症の高齢者やその家族を地域で支えるつながりを支援し、認知症高齢者の家族の介護負担の軽減などを図るため、「認知症カフェ」の登録事業を行っています。

「認知症カフェ」を運営する団体への登録証の交付や、市のホームページなどで市民へ周知する登録事業と、認知症カフェ開設に必要な物品購入経費を支援する助成事業（開設1か所につき限度額3万円）を行っています。

事業の登録を希望する場合は、市内に最低10人程度が活動できる拠点を有していることなど要件を満たしている必要があります。

認知症カフェ登録をする条件

- ・認知症カフェ登録証を交付します。
- ・広報きりゅう、市ホームページ、刊行物などへ掲載し、市民への周知を図ります。

登録の要件

- ①月1回以上開催し、1回当たりの開催時間はおおむね2時間以上であること。
- ②認知症の人とその家族からの相談に対応できる人員を配置すること。
- ③その他、市長が特に必要と認める事項に該当すること。



市内の「認知症カフェ」

名称	電話番号	期日	時間	場所
仲町カフェ	☎47-5233	毎週月・木曜日	午後1時30分～3時30分	仲町一丁目 (グループホームポピーとなり)
oafu cafe	☎46-7616	毎月第3日曜日	午前10時～正午	新里町新川 (居宅介護支援事業所OHANA)
プライマリーカフェ	☎46-8665	毎月第4金曜日	午前10時～正午	本町六丁目 (プライマリービル)
広沢カフェ	☎52-5188	毎週火・木曜日	午後1時～3時	広沢町二丁目 (桜木公民館向かい)
青姫カフェうてな	☎52-2497	毎月第4日曜日	午後1時～3時	相生町一丁目 (デイサービスうてな内)
青姫カフェうてな	☎52-2497	毎月第3土曜日	午後1時～3時	相生町五丁目 (天沼小学校南西)
ひだまりカフェ	☎47-7005	毎月第4月曜日	午後2時～4時	広沢町三丁目 (グループホーム花時計内)
グリーンカフェ	☎70-6061	毎週木曜日	午後1時～3時	相生町三丁目 (篠原クリニック向かい)

※事前予約は要りません。お気軽に御参加ください。

平成29年 春季全国火災予防運動



は、事業所などの立入検査や火災予防の広報を実施します。

消防団などによる呼び掛け

消防団や婦人消防隊は、担当地区内の家庭を訪問して、火災予防を呼びかけます。

啓発イベントを実施します

大型ショッピングセンターにおいて消防音楽隊の演奏や消防広報を行う予定です。

サイレンを鳴らします

黒保根町は午前7時と午後7時に、火災予防のためサイレンを鳴らします。

火災と間違えないようにしてください。

平成29年春季全国火災予防運動が3月1日（水）から7日（火）までの7日間全国一斉に実施されます。

平成28年度の全国統一防火標語は「消しましよう その火その時 その場所です」です。

問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎471703）へ。

事業所の査察を行います

期間中、消防本部で